

## 総合労働協約改訂等 団体交渉開始

J R 四国労組は本日、申第4号「総合労働協約改訂等」及び申第5号「平成29年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について団体交渉を開催し、組合側の要求実現に向けて主旨説明を行った。

### 【組合側の主旨説明】

ジェイアール四国バスを取り巻く経営環境は、他バス事業者との競争激化や軽油価格の変動、さらにはLCCの就航動向など、依然先行き不透明な状況が続いている。

しかしながら、J R 四国労組は「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から、職場の活性化と勤労意欲の高揚を図るため、総合労働協約の改訂による労働条件改善は極めて重要であると認識している。

以上の主旨を踏まえ、総合労働協約改訂等について下記のとおり申し入れる。

### 【労働条件に関する協約】

#### 〔勤務関係〕

- 1 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 2 当面、年間休日を107日にされたい。
- 3 自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 4 次の各項目について、保存休暇の使用範囲とされたい。
  - (1) 退職日の1ヶ月以内の必要な日
  - (2) 昇職・昇格試験の必要な日
- 5 私傷病により保存休暇の適用を受ける場合は、欠勤継続日数に関係なく適用とされたい。
- 6 有給休暇に次の項目を加えられたい。
  - (1) 厚生労働省や医師などの指導により、隔離の状態となった場合
  - (2) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
  - (3) 勤続20年に達した組合員のリフレッシュのための日
  - (4) 看護休暇及び介護休暇
- 7 忌引きによる休暇において、姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行の際に「喪主」となる場合は、血族に準じて取り扱われたい。
- 8 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。
- 9 育児休職、育児短時間勤務及び子を養育する場合の保存休暇適用の年齢条件を「小学校の就学の始期に達するまで」に引き上げるとともに、看護休暇適用の子の年齢条件を「小学校3年まで」に引き上げられたい。
- 10 深夜帯の実乗務時間を3時間以上含む場合はすべて2人乗務とされたい。

### 【賃金関係】

- 11 第111条 別表5にある年令給表の見直しをされたい。
- 12 第112条 別表6にある職能給表の見直しをされたい。
- 13 第132条 家族手当に定める3人目以降の子の支払額を増額されたい。
- 14 第135条 自動車等で通勤する場合の支払額を増額されたい。
- 15 第136条 第2号 持ち家住宅手当を増額されたい。
- 16 第140条 デスク手当 別表9に定める運転係(指導運転士等)の支払額を拡大されたい。
- 17 第147条の2 長時間行路手当は13時間を超える時間ではなく、行路の拘束時間すべてに支給されたい。
- 18 第165条に定める別居手当の月額を増額されたい。
- 19 宿泊手当を新設されたい。

### 【安全及び衛生関係】

- 20 定期健康診断受診は、勤務時間とされたい。
- 21 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の治療費を会社負担とされたい。
- 22 紫外線を透過させない効果のある眼鏡の使用を認められたい。

### 【福利・厚生関係】

- 23 人間ドックの補助金給付対象年齢を引き下げられたい。
- 24 社員割引の回数制限を拡大されたい。

### 【諸制度関係】

- 25 昇職・昇格試験の二次試験については勤務とされたい。
- 26 年金満額支給開始年齢まで、組合員(社員)として勤務できる制度を併設されたい。

## 【準組合員】

### 【勤務関係】

- 1 忌引休暇日数や生理休暇等の有給適用やその日数、また各種制度や手当等の支払額において、組合員(社員)と差があるものについては同一とされたい。
- 2 定年退職再雇用者の自動車乗務員に対する勤務は、1日平均労働時間を短縮した行路の新設や他系統職種の展開など、選択肢の拡大を図られたい。

### 【労働契約法関係】

- 1 平成30年4月1日以降の契約更新より施行となる改正労働契約法対応への進捗について明らかにされたい。

## 【申第5号「平成29年度準組合員(契約社員)の賃金引き上げ」について】

- 1 契約社員(月給・日給適用者)の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 契約社員(時給適用者)の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。
- 3 実施日は平成29年10月1日とされたい。

## 《主な交渉内容》

### 【組合側】

- ☆ 組合員はこの間、「安全・安心輸送」を第一義に、効率化施策等に協力するとともに、事業計画の共有化に努め、収入の確保に取り組んできた。この組合員の懸命な努力に応えるべく、諸制度の改善を要請する。
- ☆ 勤労意欲高揚のためにも年令給表や職能給表の改善を強く要請する。
- ☆ ワークライフバランスの充実、育児等に対する支援も必要である。
- ☆ 準組合員(定年退職再雇用契約社員・契約社員)の労働力は大きいものがある。組合員同様に賃金改善及び、諸制度の改善を図るべきである。

## 【会社側】

★ 当社を取り巻く環境は、他高速バスとの競争激化等により決して楽観視できるような状況にはないが、貴側から申し入れのあった要求項目については、会社の体力、社会的すう勢、要求主旨等を勘案し、今後検討していきたい。

「総合労働協約改訂等」及び「準組合員の賃金引き上げ」交渉終了後、会社より「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」についての提案と「社員登用試験の受験資格の特例扱い」について説明があった。（ドリーム号関係は別紙参照）

組合は、持ち帰り業務対策委員会を開催し、制度改善及び準組合員の賃金引き上げについては引き続き粘り強く交渉を継続していくことを確認するとともに、今回新たに提案があった「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」については、今後解明要求等を申し入れ、議論を進めていくこととした。

社員登用試験の受験資格の特例扱いは、「今後の当社における運転系の確保を勘案し、比較的短期に社員登用試験受験の機会を提供することによる人材の確保、就業の定着をねらいとして、現行は登用を行う4月1日時点で1年6箇月以上あることとなっている経過年数を、登用を行う4月1日時点で6箇月以上あることに見直す。ただし平成30年4月1日登用者選考に係る登用試験の受験資格に限る取扱いとする。」

また、「実施時期は平成29年10月1日以降に実施する社員登用試験に適用する。」という内容であった。

以 上

## 別紙

### ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し

平成29年8月28日

ジェイール四国バス株式会社

ドリーム号は、ジェットスター就航の影響等により利用者の減少もあり、全体の収支は赤字となっている。赤字の解消策としては、①運行の撤退 ②運行路線の統合 ③運行継続(ただし、経費削減して路線維持)が考えられる。

こうした環境ではあるが、職場の確保あるいは市場の情勢変化に対応する意味からも、当面は収支均衡を目指しながら運行することではないかと考える。

については、運行経費の削減策として、次のとおり実施したい。

#### 記

#### 1. 2人乗務における「便乗時間」及び「深夜乗務手当」の運用の見直し

##### (1) 便乗時間

ドリーム号は、2人乗務としているが、実ハンドルを担当する者以外は「便乗」の扱いとしている。この「便乗」の扱いについて見直しを行う。

便乗時間の定義としては、「運転等の業務を行うことなく自動車等により移動するために指定した時間とする。運転時刻表に定める便の発車時刻から到着時刻までの時間のうち指定した時間とする。」となっている。

ドリーム号では、乗車エリア及び降車エリアにおいては、便乗者による乗降扱いの補助的業務が行われている。しかしながら、それ以外の時間帯は、通常時においては、仮眠等に費やされているのが実情である。

いわゆる実ハンドルの時間帯とそうではない便乗の時間帯との組合せになるが、実体としては、現行こうした便乗についても勤務時間としているため、いずれの場合も賃金の対象としている。

については、便乗の時間のうち乗務開始後の一区间もしくは22時まで及び乗務終了前の一区间は、旅客扱いの補助等があることから賃金の対象時間とすることとし、その他の区間については勤務時間を半分に換算(半減)することとしたい。

##### (2) 深夜乗務手当

定義は、「深夜時間帯の乗務時間1時間につき300円を支払う。乗務時間は実乗務時間及び便乗時間とする。深夜時間帯は22時から翌日5時までとする。」である。

ドリーム号では、深夜時間帯を挟んだ運転作業となっており、実ハンドル時間のほか便乗の場合においても深夜乗務手当を支払いしている。

については、便乗の時間を除き、実乗務の時間についてのみ、1時間300円の支払い対象としたい。

2. 実施月日

平成29年10月1日の予定

3. 対象路線

当社の運行するドリーム号の各路線

4. その他

- ・乗務員運用表に定める労働時間を基本とする。
- ・異常時等の運行により、変則となった場合は、基本との差を調整加算する。
- ・労働条件に関する協約、契約社員の労働条件に関する協約、就業規則、賃金規程の関係条項を見直しする。